

# **第 3 期特定健康診査等実施計画**

**三菱自動車健康保険組合**

**平成 3 0 年 2 月**

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## 三菱自動車健康保険組合の現状

当健保組合は、輸送機器製造を主たる業とする三菱自動車工業㈱を母体事業所としている。傘下事業主は、三菱自動車工業労働組合、三菱自動車健康保険組合であり、実質的には三菱自動車工業（株）ほぼ単独の健康保険組合である。

当健保組合に加入している被保険者は、16,998人、被扶養者は18,357人、被保険者平均年齢が41.90歳である。

被保険者の健康診断については、診療所及び各事業所が契約する委託機関で事業主が行っている。その他、35歳以上の被保険者および被扶養配偶者を対象に人間ドック脳ドックを実施している。

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。

これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者は各事業所で実施する定期健診と併せて実施する。

被扶養者に対する特定健康診査は、株式会社LSIメディエンスへ委託する。

### 3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業所が健診を実施していたことから、今後も任意継続者を除く被保険者については事業所が行う。

事業所での健診実施後、当健保組合はそのデータを事業所から受領する。

保健指導は委託先である株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアおよび株式会社フィッツプラスが実施し、その費用は当健康保険組合が全額負担する。

### 4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 達成目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（%）	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	目標
被保険者	92	93	94	95	96	97	
被扶養者	38	45	50	60	68	76	
被保険者+被扶養者	74	78	80	84	87	90	90%

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率70%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率  
(被保険者+被扶養者)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	目標
40歳以上対象者（人）	14,512	17,190	17,190	17,190	17,190	17,190	
特定保健指導対象者数（推計）	2,284	2,700	2,694	2,689	2,684	2,678	
実施率（%）	70	70	70	70	70	70	70%
実施者数	1,599	1,890	1,886	1,882	1,879	1,875	

### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

## II 特定健康診査等の対象者数

### 1 対象者数

#### ①特定健康診査

##### 被保険者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	10,010	12,188	12,188	12,188	12,188	12,188
40歳以上対象者(人)	9,660	11,838	11,838	11,838	11,838	11,838
目標実施率(%)	92	93	94	95	96	97
目標実施者数	8,887	11,009	11,128	11,246	11,364	11,483

##### 被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	5,052	5,552	5,552	5,552	5,552	5,552
40歳以上対象者	4,852	5,352	5,352	5,352	5,352	5,352
目標実施率(%)	38	45	50	60	68	76
目標実施者数	1,844	2,408	2,676	3,211	3,639	4,068

##### 被保険者+被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	15,062	17,740	17,740	17,740	17,740	17,740
40歳以上対象者(人)	14,512	17,190	17,190	17,190	17,190	17,190
目標実施率(%)	74	78	80	84	87	90
目標実施者数	10,731	13,418	13,804	14,457	15,004	15,550

#### ②特定保健指導の対象者数

##### 被保険者+被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	14,512	17,190	17,190	17,190	17,190	17,190
動機付け支援対象者	805	951	950	948	946	944
実施率(%)	70	70	70	70	70	70
目標実施者数	563	666	665	663	662	661
積極的支援対象者	1,479	1,748	1,745	1,741	1,738	1,734
実施率(%)	70	70	70	70	70	70
目標実施者数	1,035	1,224	1,221	1,219	1,216	1,214
保健指導対象者	2,284	2,700	2,694	2,689	2,684	2,678
実施率(%)	70	70	70	70	70	70
目標実施者数	1,599	1,890	1,886	1,882	1,879	1,875

### III 特定健康診査等の実施方法

#### 1 実施場所

特定健診は、被保険者は事業主診療所及び各事業所が契約する委託機関で行う。被扶養者及び任意継続者は㈱LSIメディエンスが契約している健診機関（全国約1,200施設）において行う。

特定保健指導については、被保険者は事業主診療所および各地区事業所施設内において実施し、扶養者および任意継続者は㈱LSIメディエンス指定の施設及び該当者希望の場所で行う。

#### 2 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

#### 3 実施時期

実施時期は、通年とする。

#### 4 委託の有無

##### ア 特定健診

被扶養者・任意継続者は、㈱LSIメディエンスが契約する健診機関（全国1,200施設）へ委託。

##### イ 特定保健指導

当組合が契約する㈱ベネフィットワン・ヘルスケアおよび株式会社フィッツプラスへ委託する。

#### 5 受診方法

被保険者の特定健診は、定期健診受診時に実施。

被扶養者及び任意継続者は委託先である㈱LSIメディエンスが契約する健診機関より選択し、当組合ホームページ上WEBサイトまたはハガキで受診の申込をする。

保健指導は、特定健康検査の結果に基づき、当組合契約の㈱ベネフィットワンおよび㈱フィッツプラスが行う特定保健指導を受ける。

#### 6 周知・案内方法

周知は、毎年6月に『健診のご案内』を送付するとともに機関紙およびホームページに掲載して行う。

※被保険者は定期健診時に実施の為案内の送付は不要。

## 7 健診データの受領方法

被保険者の健診のデータは、事業者から電子データを随時（又は月単位）受領し、当組合から委託先である㈱ベネフィットワン・ヘルスケアへ送付。

被扶養者は委託先である㈱LSIメディエンスから電子データを月単位で㈱ベネフィットワン・ヘルスケアへ送付。

※当組合と㈱ベネフィットワン・ヘルスケアと㈱LSIメディエンスは特定健診特定保健指導事業に係る個人情報について3者間契約を締結。なお、保管年数は5年とする。

## 8 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、受診後の保健指導レベル判定（階層化）に基づき決定する。

## IV 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌等に掲載する。

## V 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年当健保と事業者間の協議において見直しを検討する。

また、平成33年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

## VI その他

当健保組合に所属する職員、事業所に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。